



## 参 考 资 料

---



## 用語集

### あ行

#### エコツーリズム

地域の自然環境や生活文化を大切にし、それに触れ、学ぶことを目的とする旅行や滞在型の観光などをエコツーリズムといいます。農村滞在、農業体験、自然探訪ツアーなどがあります。

#### 延焼遮断帯

えんしょうしゃだんたい

市街地における火災が都市火災に発展しないように、延焼を防止する役割を担う空間のことです。主に幅の広い道路、河川、鉄道、公園、緑道等の都市施設を活用し、必要に応じてこれらの施設とその沿道にある不燃建築物を組み合わせることにより延焼遮断帯が形成されます。

#### 沿道商業施設

えんどうしょうぎょうし  
せつ

幅員の広い幹線道路の沿道などに立地する商業・業務用の店舗のことです。主に自動車での来店を前提としていることから、駐車スペースが広く確保される場合が多くなっています。大規模で多様な業種が複合している場合が多いことから、自動車が利用できる人にとっては、買物などの利便性が高い施設といえます。

### か行

#### 回遊性

かいゆうせい

目的としている施設だけでなく、目的外の施設などへも立ち寄り、地区内の施設を周遊することをいいます。回遊性が増すと、歩行者が消費活動を行う施設数が増え、経済の活性化などが期待されます。

#### 河岸段丘

かがんだんきゅう

河川の水面が変化して、かつての河床が平坦地となり現れてできる地形です。沼田の場合は、赤城山の噴火で利根川が堰き止められて、この沼田付近に湖が出来、その堰が順次崩壊して行って、幾重もの段丘が形成されています。市街地は、この河岸段丘上に広がっています。

#### 環境負荷

かんきょうふか

人が環境に与える負担のことです。単独では環境への悪影響を及ぼさなくても、集積することによって悪影響を及ぼすものも含まれます。環境基本法（1993年）では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう」とされています。

基盤整備 きばんせいび	「基盤」とは、学校、病院、道路、橋梁、鉄道、上水道、下水道、電気、ガス、電話など、市民の快適な生活や企業などの円滑な経済活動を支えるために必要不可欠な社会的・経済的な施設・設備などをいいます。「基盤整備」とは、それらの基盤を整備することをいいます。
急傾斜地崩壊危険 区域 きゅうけいしゃほうかい きけんくいき	崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上の土地）で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地の区域で、知事が指定する区域のことです。
狹隘道路 きょうあいどうろ	道路の幅員が4 m未満の狭い道路で、緊急車両などの大型の自動車交通を確保しにくい道路のことです。
共同建替え、 協調建替え きょうどうたてかえ、 きょうちょうたてかえ	密集した住宅地区内で、老朽化した住宅等を建て替える際の方式です。共同建替えは、複数の土地所有者等が土地・建物を共同で利用して建替事業を行うやり方です。また、協調建替えは、複数の土地所有者等が一体性に配慮した設計に基づいて、個別に建替事業を行うやり方です。
居住調整地域 きょじゅうちょうせいちいき	都市再生を図るため、住宅地化を抑制すべき区域として都市計画で定められる地域。地域地区の一つで、「都市再生特別措置法」に基づく制度です。
グリーンツーリズム	農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のことです。農業経営者が都市住民に農場への滞在や体験を提供することで、都市住民の新しい余暇形態となっています。ヨーロッパで発祥し、アグリツーリズムともいいます。
景観法 けいかんほう	都市や農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定やその他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とし、2004年に制定された法律です。
原風景 げんふうけい	原体験から生ずる様々なイメージのうち、風景の形をとっているもの

**交通結節点**  
こうつうけっせつてん

鉄道やバスなどの交通手段を結びつけ、相互の円滑な利用を促す役割のことを交通結節機能といい、鉄道駅やバスターミナル、インターチェンジなど、その役割を担う場所を交通結節点と呼びます。

**交流人口**  
こうりゅうじんこう

その地域に住んでいる人の「定住人口」（又は居住者・居住人口）に対して、その地域を訪れる人のことを指します。その地域を訪れる目的としては、通勤・通学、買い物、文化鑑賞・創造、学習、習い事、スポーツ、観光、レジャー、アミューズメントなどです。

## さ行

**市街化区域**  
しがいかくいき

都市計画によって定められた、すでに市街地を形成している区域およびおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域です。

**市街化調整区域**  
しがいかちょうせいいき

都市計画によって定められた、市街化を抑制すべき区域です。市街化調整区域内で土地の区画形質の変更をする場合には、原則として許可（開発許可）を要します。そして開発許可に当たっては特別な事情にある場合を除いて住宅のための宅地造成等は許可されないなど、市街化調整区域内での開発・建築行為を抑制する規制が適用されます。

**市街地開発事業**  
しがいちかいはつじぎょう

都道府県や市町村、地権者による組合などが事業主体となって、建物や施設を単体で建築するだけでなく、道路や公園などの公共施設と併せて宅地開発を行うもので、一定の広がりのある地域を面的に開発する事業をいいます。土地区画整理事業や市街地再開発事業などを含めて、7種類の事業が都市計画法で定められています。

**修景**  
しゅうけい

修景とは、都市計画・道路計画などで、自然の美しさを損なわないように風景を整備することです。

**集約型の都市構造**  
しゅうやくがたのとしこうぞう

都市機能が無秩序に拡散するのではなく、行政サービス、医療、福祉、文化などの暮らしに必要な諸機能が集約立地するとともに、学術、芸術、観光等といった地域特性がもたらす多様な拠点機能を交通ネットワークにより、拠点各々が連携、補完させることで、都市の持続的な発展を目指した都市構造のことです。

住宅街区整備事業 じゅうたくがいくせいびじ ぎょう	都市計画で定められた市街地開発事業の一つで、大都市地域で住宅や住宅地を供給するために実施される事業です。
循環型社会 じゅんかんがたしゃかい	「循環型社会形成推進基本法」(2000年)によって広く認知されるようになった言葉です。同法では、「(1)製品等が廃棄物等になることが抑制され、(2)製品等が循環資源となった場合においてはこれに適正に循環的な利用が行われ、(3)利用されない循環資源については適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、循環への負荷が出来る限り低減される社会」といわれています。
準都市計画区域 じゅんとしけいかくくいき	2000年の都市計画法の改正に伴いこれまで都市計画区域外とされた地域にも、県が準都市計画区域を指定し、当該区域に建てられる建築物に制限を加えられるようになりました。一定の開発行為、建築行為等が現に行われ、または見込まれる区域で、そのままにしておくとな不適切な開発や建築物により、建築物の混在や農地の侵食のおそれがあり、将来的にまちの整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがある区域を準都市計画区域に指定することができます。
新住宅市街地開発事業 しんじゅうたくしがいちか いはつじぎょう	都市計画で定められた市街地開発事業の一つで、住宅に対する需要が著しく多い地域において良好な住宅市街地の開発を目的として実施される事業です。
ストックの活用と再生	これまで形成されてきた都市基盤や公共施設、産業基盤や土地資源などのストック（蓄積された諸財）を活用し、新しい時代に必要な機能を加えて再生・強化していくことです。
スプロール化	市街地が郊外部に無秩序に広がっていくことを言います。これによって、道路や下水道・公園等の生活基盤施設の整備が不十分な市街地が形成されるなど、生活環境や防災の観点から都市形成において大きな問題となっています。
スローライフ	時間に追われる生活に対して、周りの豊かな自然や季節を感じながら、時間と手間と知恵を駆使して、自然や仲間と共に生活する生活様式を指します。

**線引き**  
せんびき

一つの都市計画区域を、市街化区域と市街化調整区域とに区分することで、都市計画法上では「区域区分」と呼んでいます。

## た行

**地域制緑地**  
ちいきせいりょくち

緑地の保全や緑化を推進するため、法律や条例などの制度に基づいて、土地利用や開発の規制を行う一定の区域の緑地のことです。

**地区計画**  
ちくけいかく

地区の課題や特徴を踏まえ、住民と市町村とが連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置づけてまちづくりを進めていく手法です。地区の目標や方針を定めるほか、公園や道路などの施設の配置、建築物の用途や建て方など、まちづくりの具体的な内容について、地区の特性に応じたきめ細かなルールを定めることができます。

**中山間地域**  
ちゅうさんかんちいき

地域を耕地の傾斜度や林野率などの指標から都市的地域、平地農業地域、中間農業地域、山間農業地域に分けた場合、中間農業地域と山間農業地域のことを指します。平野の外縁から山間に至る地域で、耕地は傾斜地が多く、林野率も高い地域です。里地・里山と呼ばれる地域が含まれています。

**低炭素型社会**  
ていたんそがたしゃかい

地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの1つ、二酸化炭素の最終的な排出量が少ない産業・生活システムを構築した社会のことです。2007年6月に閣議決定された「21世紀環境立国戦略」では、地球温暖化などの地球環境の危機を克服する「持続可能な社会」を目指すために、低炭素型の社会、循環型の社会、自然共生型の社会の3つを統合的に進めていく必要があるとされています。

**低未利用地**  
ていみりょうち

「低未利用地」とは、適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間にわたり利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度が低い「低利用地」の総称です。「未利用地」の具体例としては、空き地や空き家、工場跡地、耕作放棄地など、「低利用地」としては、一時的に利用されている資材置場や青空駐車場などがあげられます。

<p><b>特定用途制限地域</b> とくていようとせいげんち いき</p>	<p>用途地域を定めていない都市計画区域内の地域において、良好な環境を形成・保持するために、環境に支障を与えるおそれのある建築物等を定め、その立地を規制する地域をいいます。</p>
<p><b>特別用途地区</b> とくべつようちちく</p>	<p>特別用途地区は、用途地域が指定されているエリアに重ねて指定され、用途地域の制限だけでは不十分な場合に、さらに細かい制限を加えたり、緩めたりする特別な地区です。</p>
<p><b>都市計画区域</b> としけいかくいき</p>	<p>都市計画を決めるにあたっては、「都市」の範囲を明らかにしなければなりません。そこで、市街地から郊外の農地や山林のある田園地帯に至るまで、人や物の動き、都市の発展を見通し、地形などからみて、「一体の都市として総合的に整備、開発及び保全」すべき区域を、「都市計画区域」として都道府県が指定します。</p>
<p><b>都市計画区域マスタープラン</b> としけいかくいきますた ーぷらん</p>	<p>都市計画法第6条の2の規定に基づき、都道府県が広域的見地から定める都市計画の基本的な方針です。正式には「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」といい、「区域マス」などとも呼ばれます。</p>
<p><b>土砂災害警戒区域</b> どしゃさいがいけいかい くいき</p>	<p>急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域です。市町村において、警戒区域ごとに危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。</p>
<p><b>土地区画整理事業</b> とちくかくせいりじぎょう</p>	<p>土地区画整理事業は、未整備な市街地などにおいて、土地の区画や、形状を整理し、良好な宅地を供給するとともに、道路・公園・下水道などの都市基盤整備を図る事業です。</p>
<p><b>(土地利用の) 純化 と複合化</b> (とちりょうの)じゅんかと ふくごうか</p>	<p>純化とは、地域の特性に応じて、住宅、業務、商業、工業の各施設の混在を抑制し、適切な都市環境の実現を図ることです。 複合化とは、一つの建物、街区、地区などの中で、様々な用途の空間を混ぜあわせることで、例えば、中心市街地において、低層部分は業務や商業施設とするものの、中上層部には住宅施設の導入を可能とすることで、用途複合により定住化を促進し、まちの活性化を誘導するといった手段として考えられます。</p>

## な行

### 日本ロマンチック街道

にほんろまんちっくかいどう

長野県上田市より軽井沢町を過ぎ、草津町、沼田市などを経て栃木県日光市に至る全長約320kmの街道です。この街道は上信越高原国立公園と尾瀬国立公園、日光国立公園を結び、浅間・白根・日光白根などの火山、近世の城下町、温泉町、宿場町など日本においてもドイツ的景観を持っています。そして多くのロマン詩人達が作品を残したこの地域はドイツのロマンチック街道(ドイツ・ヴュルツブルク～フュッセンに至る362km)に範をとり、1988年11月25日姉妹街道締結をおこない、人的文化交流を図ると共に後世の歴史に刻まれる素晴らしい街道づくりを進めていこうとするものです。

### 二地域居住

にちいききょじゅう

2005年に国土交通省から提唱されたライフスタイルの1つ。「都市住民が定期的・反復的に、農山漁村等の同一地域に滞在する」ことをいいます。

### 農業集落排水事業

のうぎょうしゅうらく  
はいすいじぎょう

農村部を対象として、農業用水の水質保全や農村における生活環境の改善などを目的として、家庭からの生活雑排水とトイレのし尿などの汚水等を一括して処理する下水処理施設のことです。

### 農業振興地域

のうぎょうしんこうちいき

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年)に基づいて、農業の近代化、公共投資の計画的推進など、総合的に農業の振興を図る必要がある地域について、知事が指定する地域です。市町村は都道府県知事の同意を受けて、農用地区域やその用途区分、農業生産の基盤整備・開発に関する事項などを含む農業振興地域整備計画を定めることとなっています。

### 農用地区域

のうようちくいき

農用地区域は、農業振興地域における農業上の利用を確保する必要がある土地について、農業振興地域整備計画において定める地域です。区域内の土地は農業以外の土地利用が制限されるだけでなく、農地、採草放牧地、混牧林地、農業用施設用地のいずれかに指定された用途以外の土地利用も制限されます。

## は行

### パーク・アンド・ライド

最寄りの駅等までは自家用車を使用して移動し、公共交通機関周辺に設けられた駐車場に駐車(=パーク)して、電車やバスに乗り換えて(=ライド)、目的地まで移動することです。

**ハザードマップ** 災害予測図。火山噴火・地震・台風などがおきた場合に、災害を引き起こす可能性のある諸現象を地図上に示したものです。

**フレーム** 計画の基本的な構造・骨組みとして、将来の市の目標の基礎となるものです。

人口フレームは、国勢調査や住民基本台帳のデータを用いて、様々な手法で将来値を推計します。

その推計方法を用いて算出された結果に対して、都市づくりの視点から総合的な検討を加えながら、最も適切だと判断される将来値を元に決定します。

**保安林**  
ほあんりん 水源の涵養（かんよう；育てるという意味）、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣または都道府県知事によって指定される森林のことです。目的によって、水源涵養保安林や土砂流出防備保安林など、17種類の区分があります。

**防災街区整備事業**  
ぼうさいがいくせいびじぎょう 都市計画に定める市街地開発事業の一つで、密集市街地において防災機能を確保することを目的に実施される事業です。

**防犯環境設計**  
ぼうはんかんきょうせつけい 建物や街路の物理的環境の設計（ハード的手法）により犯罪を予防することであり、住民や警察、地方自治体などによる防犯活動（ソフト的手法）と合わせて総合的な防犯環境の形成を目指すこととなります。

## ま行

**満足度指数**  
まんぞくどしすう 市民アンケートを実施したなかで、市民が住んでいる地区やまちの、道路・交通、公共施設、居住環境などについて評価しています。その結果を、次の式で指数化しています。

$$\text{満足度指数} = \left( \begin{array}{l} \text{満足 (回答数)} \quad \times 2 \text{ 点} \\ \text{やや満足 (回答数)} \quad \times 1 \text{ 点} \\ \text{どちらでもない (回答数)} \quad \times 0 \text{ 点} \\ \text{やや不満 (回答数)} \quad \times -1 \text{ 点} \\ \text{+ 不満 (回答数)} \quad \times -2 \text{ 点} \\ \hline \text{合計} \end{array} \right) \div \text{総数 (回答数)}$$

指数化することにより、各項目の市民が有する満足度の傾向が明らかになります。

## や行

### 屋敷林

やしきりん

家の建っている敷地で、その敷地に林を形成していることを指します。一般には農家に防風や防雪の目的で設置され、特に家々が孤立している場合は有効であり、季節風が強い地域に多く見られます。防風や防雪の用途だけではなく、ある種の風格をもつステータスシンボルにもなっています。

### ユニバーサルデザイン

文化・言語の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計・デザインをいいます。「できるだけ多くの人利用可能であるようなデザインにすること」を基本的な考えとしており、デザイン対象を障害者に限定していない点が、一般にいわれる「バリアフリー」とは異なります。

### 用途地域

よううちいき

似たような使われ方をしている土地が集まっていると、それぞれにあった環境が守られ、効率的な活動を行うことができます。しかし、種類の異なる使われ方をしている土地が混在していると、互いの生活環境や業務の利便が悪くなります。そこで、土地の使われ方の混在を防ぐことを目的として、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定める地域を「用途地域」といい、第一種低層住居専用地域など13種類が定められています。

### 用途指定地域

ようとしていちいき

本書では、「用途地域」が指定されている地域のことを「用途指定地域」といいます。

### 用途無指定地域

ようともしていちいき

本書では、都市計画区域内で「用途地域」が指定されていない地域、いわゆる「白地」の地域を「用途無指定地域」といいます。

## ら行

### ライフライン

元は英語で「命綱」の意味ですが、日本ではおもに電気・ガス・水道等の公共公益設備や電話やインターネット等の通信設備、圏内外に各種物品を搬出入する運送や人の移動に用いる鉄道等の物流機関など、都市機能を維持し人々が日常生活を送る上で必須の諸設備を指します。阪神・淡路大震災以降、この言葉が多く使われています。

**歴史的町割**

れきしてきまちわり

間口が狭く、奥行きが長い町家形式がまちを構成している場所を指します。沼田城の城下町として形成される際に、街道沿いにすきまなく建ちならんでいたため、このような街なみが形成されています。

**わ行****ワークショップ**

市民が中心になって地域の課題を解決しようとする場合、会議において市民の意見を取りまとめる手法です。公園づくりや交通安全、地域福祉イベントなど様々な分野で共同して研究・学習や意見交換、作業を行うことによって、市民の意見の反映されたまちづくりを進める、住民参加型の活動形態の一つとして位置づけられています。

## 沼田都市計画マスタープラン策定経過

### ■ 策定経過

#### 1. 沼田都市計画マスタープラン策定委員会

■ 平成30年5月29日

第1回沼田都市計画マスタープラン策定委員会開催

- 1) 沼田都市計画マスタープラン改訂の主旨説明
- 2) 会議の進め方
- 3) 第1回幹事会の結果報告
- 4) 沼田市の都市づくりの現状と課題
- 5) その他

■ 平成30年7月13日

第2回沼田都市計画マスタープラン策定委員会開催

- 1) 第1回策定委員会以降の経過報告
- 2) 全体構想（案）についての協議
  - ①都市づくりの基本理念・基本目標の設定
  - ②将来フレームの設定
  - ③将来都市構造の設定
  - ④都市づくりの基本目標・基本方針の設定
- 3) その他

■ 平成30年12月19日

第3回沼田都市計画マスタープラン策定委員会開催

- 1) 第2回策定委員会以降の検討概要及びその結果を踏まえた改訂素案の協議
- 2) 今後の予定
- 3) その他

2. 沼田都市計画マスタープラン策定委員会幹事会

- 平成30年5月16日 第1回沼田都市計画マスタープラン策定委員会幹事会開催
  - 1) 沼田都市計画マスタープラン改訂の主旨説明
  - 2) 会議の進め方
  - 3) 沼田市の都市づくりの現状と課題
  - 4) 関係各課の「都市計画マスタープラン」に対する意見（改訂要望）
  - 5) その他
  
- 平成30年6月28日 第2回沼田都市計画マスタープラン策定委員会幹事会開催
  - 1) 第1回幹事会以降の経過報告
  - 2) 全体構想（案）についての協議
    - ①都市づくりの基本理念の設定
    - ②将来フレームの設定
    - ③将来都市構造の設定
    - ④都市づくりの基本目標・基本方針の設定
  - 3) その他
  
- 平成30年10月24日 第3回沼田都市計画マスタープラン策定委員会幹事会開催
  - 1) 第2回幹事会以降の経過報告
  - 2) 分野別構想（案）の協議
  - 3) 地域別構想（案）の討議
  
- 平成30年11月16日 第4回沼田都市計画マスタープラン策定委員会幹事会開催
  - 1) 第3回幹事会協議を踏まえた分野別構想（案）及び地域別構想（案）の協議
  - 2) 実現化方策（案）の協議
  - 3) 今までの協議全体を通しての意見等
  - 4) その他



■沼田都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

平成20年7月28日  
告示第157号

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項の規定による沼田市の都市計画に関する基本的な方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)を策定するため、沼田都市計画マスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、都市計画マスタープランの策定に関する調査、検討を行い都市計画マスタープランの素案を策定する。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 都市計画に関し識見を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から都市計画マスタープランの策定が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 委員会の効率的な運営を補助するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する者をもって組織する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 市の職員

3 幹事会は、委員会から指示された事項について調査及び研究を行い、その結果を委員会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市計画課において処理するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## ■沼田都市計画マスタープラン策定委員会名簿（平成30年度）

	役 職 名	氏 名
	群馬県県土整備部交通政策課長	松 岡 利 一
	群馬県県土整備部都市計画課長	眞 庭 宣 幸
	群馬県沼田土木事務所長	大 塚 雅 昭
副委員長	沼田市総務部長	師 良 一
	沼田市市民部長	藤 塚 泰 男
	沼田市健康福祉部長	小 林 信 博
	沼田市経済部長	中 村 一 喜
委員長	沼田市都市建設部長	宇 敷 喜 与 次
	沼田市教育部長	坂 田 誠 二

## ■沼田都市計画マスタープラン策定委員会幹事会名簿（平成30年度）

	役 職 名	氏 名
	沼田市総務部防災対策課長	青 柳 雅 人
	沼田市総務部企画課長	石 井 旭
	沼田市市民部生活課長	松 井 昭 二
	沼田市市民部環境課長	小 林 哲 也
	沼田市経済部産業振興課長	小 菅 伸 一
	沼田市経済部農林課長	山 田 重 之
	沼田市経済部観光交流課長	山 口 正
	沼田市都市建設部建設課長	宇 敷 幸 夫
	沼田市都市建設部建築住宅課長	茂 木 敏 昭
幹事長	沼田市都市建設部都市計画課長	高 井 克 明
	沼田市都市建設部街なか対策課長	吉 野 徳 一
	沼田市都市建設部上下水道課長	中 島 正 美
	沼田市教育部庶務課長	藤 井 隆



沼田都市計画マスタープラン改訂版

令和元年 7 月

発行：沼田市

編集：沼田市都市建設部都市計画課

〒378-8501 群馬県沼田市下之町 888

電話 0278-23-2111(代表)

ホームページ <http://www.city.numata.gunma.jp/>



沼田市